

事務連絡  
令和7年12月25日

各都府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公印省略〕

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第四版）について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省大臣官房官庁営繕部では、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」について、より一層の理解促進を図るため、令和7年12月の第三次・担い手3法の全面施行等、公共建築工事にまつわる動向等や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえ、「公共建築工事の発注者の役割」解説書を別添2のとおり改訂（第四版）されました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、上記内容について貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添1\_国交省事務連絡

別添2\_公共建築工事の発注者の役割 解説書（第四版）

【問合せ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

03-5253-8111（内線 23222 又は 23226）

【参考】

発注者のあり方ポータルサイト

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000084.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html)

以上

(担当) 事業部 本多 TEL 03-3551-9396 FAX 03-3555-3218 メール jigyo@zenken-net.or.jp
---